

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る

費用の対応について

埼玉県

1 取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用については、受発注者間で協議を行い、必要と認められる対策については設計変更の対象とします。

設計変更の取扱いについては「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について【土木工事】」によるものとします。